

若狭湾西部流域別下水道整備総合計画

計 画 書

平成28年 3月

京 都 府

1	(第1表) 下水道の整備に関する基本方針.....	1
	イ) 整備の目標	1
	ロ) 整備計画年度.....	1
	ハ) 都市別整備方針	2
	ニ) 水域環境基準の水域類型指定と達成予定年度.....	3
	(1) 河川 (BOD)	3
	(2) 海域.....	4
2	(第2表) 主要な排水施設.....	5
3	(第3表) 処理施設.....	6

1（第1表）下水道の整備に関する基本方針

イ) 整備の目標

本調査区域は、由良川水域、野田川水域、舞鶴湾水域、若狭湾西部宮津湾、同阿蘇海、及び若狭湾を含む水域で、京都府の北部地域に位置する。計画対象面積は約 2,422km² で、対象市町は京都府下 7 市 3 町、兵庫県下 2 市におよぶ。

本調査区域は、天橋立に代表されるように風光明媚なところが多く、古くから観光地、レクリエーションの場として知られている。現在の人口は約 51 万人であり、近年横ばいないしは現象傾向を呈している。

近年、内湾や内海等の閉鎖性海域において窒素及び磷などの富栄養化物質による水質の悪化が進行しており、海域における窒素及び磷に係る環境基準の設定並びに排水基準の改正について中央公害対策審議会に答申を受け、平成 5 年 8 月 27 日付けで環境庁告示第 65 号により定められ、同年 10 月 1 日をもって施行された。これを受けて、平成 6 年度以降東京湾、大阪湾等の主要な海域をはじめとし、順次環境基準の類型指定が行われ、「若狭湾西部（宮津湾、阿蘇海）、舞鶴湾」についても平成 8 年 3 月 29 日付け窒素、磷に係る環境基準の類型指定（類型Ⅱ）の当てはめがなされた。

公共用水域の水質汚濁を防止する上で、下水道の整備は不可欠のものである。本計画は、当該流域の水質保全を図り、併せて都市の健全な発展と生活環境の整備・向上に寄与することを目的として下水整備を実施するものである。

なお、既往若狭湾西部流総計画は、基準年次は平成 15 年、目標年次は平成 35 年、大臣承認は平成 21 年 6 月となっている。

ロ) 整備計画年度

平成 15 年度より平成 35 年度

平成 22 年度より平成 42 年度

八) 都市別整備方針

都市名	予定処理区の名称	合流式・ 分流式の別	計画処理人口 (単位:千人)	計画下水量 (単位:立方 メートル/日)	下水道の 整備事業 の実施順位	摘要
福知山市	福知山処理区	合流式・分流式	62.5 51.5	62,100 43,750	A	整備中
	三和处理区	分流式	1.2 1.3	1,500 1,600	A	〃
	大江中部処理区	分流式	2.3 2.6	1,100 1,230	A	〃
舞鶴市	東舞鶴処理区	分流式	45.0 44.1	26,400 22,470	A	〃
	西舞鶴処理区	分流式	30.3 25.0	18,000 15,280	A	〃
	野原処理区	分流式	0.4 0.3	290 210	A	整備済
	神崎処理区	分流式	0.7 0.6	450 480	A	整備中 整備済
	三浜・小橋処理区	分流式	0.4 0.3	320 380	A	整備中 整備済
	綾部市	綾部処理区	分流式	18.6 15.3	11,500 10,020	A
	綾部第2処理区	分流式	1.6 1.4	690 750	A	整備済
	綾部第3処理区	分流式	0.1 -	190 -	A -	整備中 -
宮津市	宮津湾処理区	分流式	15.6 11.7	10,900 9,140	A	整備中
	由良処理区	分流式	0.8 -	460 -	B -	
加悦町 与謝野町	宮津湾処理区	分流式	5.5 -	3,100 -	A -	整備中 -
岩滝町 与謝野町	宮津湾処理区	分流式	5.9 -	4,100 -	A -	〃 -
野田川町 与謝野町	宮津湾処理区	分流式	9.9 -	4,800 -	A -	〃 -
- 与謝野町	宮津湾処理区	分流式	- 17.3	- 9,480	- A	- 整備中
京丹波町	上豊田・豊田処理区	分流式	1.3 1.0	1,100 550	A	〃
	水戸処理区	分流式	0.5 0.5	330 270	A	〃
	下山処理区	分流式	1.6	1,300 920	A	〃
	瑞穂処理区	分流式	1.7 1.6	1,200 880	A	〃
伊根町	伊根処理区	分流式	0.8 -	350 -	B -	
篠山市	西紀北処理区	分流式	0.9 0.5	840 530	A	整備中
丹波市	黒井処理区	分流式	2.4 1.8	2,100 1,100	A	〃
	竹田処理区	分流式	2.5 1.9	1,500 830	A	〃
	吉見処理区	分流式	4.7 2.7	2,900 1,310	A	〃
	計	-	217.2 183.0	157,520 121,180		7市3町 22処理区 6市2町 19処理区

二) 水域環境基準の水域類型指定と達成予定年度

(1) 河川 (BOD)

水域名	水域類型指定区域	低水量又は低水位 (単位:立方メートル 又はメートル)	目標類型	同左達成 予定年度	暫定 目標類型	同左達成 予定年度	摘 要
由良川上流	大野ダムより上流	3.31 3.48	AA	イ	—	—	府49.4.1 安野橋
由良川下流	大野ダムより下流	13.12 13.19 15.15 14.31 22.38 22.51 28.58 31.49 29.52 32.52	A	イ	—	—	府49.4.1 山家橋 以久田橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋
野田川	全域	0.65 1.16 1.61 2.86	A	ロ	—	—	府51.7.20 六反田橋 堂谷橋
棚野川	全域	1.69 1.77	A	イ	—	—	府8.3.29 和泉大橋
高屋川	全域	1.38 2.10	A	イ	—	—	府8.3.29 黒瀬橋
上林川	全域	2.57 2.59	A	イ	—	—	府8.3.29 五郎橋
八田川	全域	0.71 0.67	A	イ	—	—	府8.3.29 八田川橋
犀川	全域	1.03 0.98	A	イ	—	—	府8.3.29 小貝橋
土師川	全域	3.13 3.65	A	イ	—	—	府8.3.29 土師橋
牧川	全域	2.60 2.61	A	イ	—	—	府8.3.29 天津橋
宮川	全域	1.14 1.15	A	イ	—	—	府8.3.29 宮川橋
伊佐津川	全域	1.21	A	イ	—	—	府8.3.29 相生橋
河辺川	全域	0.24	A	イ	—	—	府8.3.29 第一河辺川橋
大手川	全域	0.45	A	ロ	—	—	府8.3.29 全域

(2) 海域

ア (COD)

水域名	水域類型指定区域	低水量又は低水位 (単位:立方メートル 又はメートル)	目標類型	同左達成 予定年度	暫定 目標類型	同左達成 予定年度	摘 要
舞鶴湾(1)	別記1の(1)の水域	L.W.L T.P-0.071	A	ハ	—	—	府50.3.18 念仏鼻地先 樽埼地先
舞鶴湾(2)	別記1の(2)の水域	〃	A	イ	—	—	府50.3.18 キンギョ鼻地先 恵比須埼地先
若狭湾西部宮津湾	別記2の(1)の水域	〃	A	ロ	—	—	府51.7.20 江尻地先 島埼地先
若狭湾西部阿蘇海	別記2の(2)の水域	〃	B	ハ	—	—	府51.7.20 野田川流入点 中央部 溝尻地先
若狭湾西部若狭湾	別記2の(3)の水域	〃	A	イ	—	—	府51.7.20 栗田湾沖 波見埼沖 鷺埼沖

別記

- (1) 舞鶴市捻松埼から 279 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から 190 度に引いた陸岸により水域である (舞鶴湾(1))
- (2) 舞鶴市金ヶ崎から 0 度に引いた線、同市博岬から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である。(舞鶴湾(2))
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ヶ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面埼の府県境と同地点から真方位 24 度 1.2km の点と舞鶴市毛島から真方位 84 度 1.5km の点を結ぶ線とその点から真方位 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和 49 年京都府告示第 179 号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和 50 年京都府告示第 138 号に定める水域をいう。)を除いた水域である。このうち、
 - (1) 宮津湾は、宮津市黒埼の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
 - (2) 阿蘇海は、宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
 - (3) 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。

イ (窒素および燐)

水域名	水域類型指定区域	低水量又は低水位 (単位:立方メートル 又はメートル)	目標類型	同左達成 予定年度	暫定 目標類型	同左達成 予定年度	摘 要
舞鶴湾(ア)	別記1の水域	L.W.L T.P-0.071	II	イ	—	—	府8.3.29 念仏鼻地先 樽埼地先
舞鶴湾(イ)	別記2の水域	〃	II	イ	—	—	府8.3.29 キンギョ鼻地先 恵比須埼地先
宮津湾	別記3の水域	〃	II	イ	—	—	府8.3.29 江尻地先 島埼地先
阿蘇海	別記4の水域	〃	II	ハ	—	—	府8.3.29 野田川流入点 中央部 溝尻地先

別記

- 舞鶴市捻松埼から 279 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から 190 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
- 舞鶴市金ヶ崎から 31 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市黒埼と同市波美埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。

2（第2表）主要な排水施設

（二以上の市町村の区域における下水を排除する幹線管渠をいう。）

名 称	位 置		摘 要
	起 点	終 点	
加悦谷第1幹線	宮津市	与謝野町	宮津湾処理区
岩滝第1幹線	宮津市	宮津市	宮津湾処理区

3 (第3表) 処理施設

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (単位:立方 メートル/日)	削減目標量 (単位:kg/日)	削減方法		放流先の名称 及び位置	摘要		
						当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は磷含有量 (単位:kg/日)	削減目標量の一部に相当するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は磷含有量(単位:kg/日)		計画流入水質	計画放流水質	計画日平均汚水量 (m ³ /日)
福知山終末処理場	福知山市	福知山処理区	標準活性汚泥法	62,100	-	-	-	由良川左岸音無瀬橋下流 ～音巻橋上流	BOD:150	BOD:15	53,700
				43,750					COD:160		COD:14
三和浄化センター	福知山市 (旧三和町)	三和处理区	オキシデーション法	1,500	-	-	-	寺尾川右岸土師橋上流	BOD:220	BOD:15	1,400
				1,600					COD:190		COD:11
大江中部浄化センター	福知山市 (旧大江町)	大江中部処理区	オキシデーション法	1,100	-	-	-	由良川左岸波美橋下流 ～由良川橋上流	BOD:230	BOD:15	840
				1,230					COD:240		COD:12
東浄化センター	舞鶴市	東舞鶴処理区 東処理区	標準活性汚泥法	26,400	-	-	-	舞鶴湾	BOD:250	BOD:15	21,000
				22,470					COD:100		COD:20
西浄化センター	舞鶴市	西舞鶴処理区 西処理区	標準活性汚泥法	18,000	-	-	-	舞鶴湾	BOD:230	BOD:15	14,400
				15,280					COD:120		COD:15
野原浄化センター	舞鶴市	野原処理区	回分式活性汚泥法	290	-	-	-	若狭湾	BOD:270	BOD:15	140
				210					COD:120		COD:18
神崎浄化センター	舞鶴市	神崎処理区	オキシデーション法	450	-	-	-	西神崎排水路	BOD:220	BOD:15	250
				480					COD:130		COD:14
丸山浄化センター	舞鶴市	三浜・小橋処理区	オキシデーション法	320	-	-	-	若狭湾	BOD:220	BOD:15	160
				380					COD:210		COD:14
綾部浄化センター	綾部市	綾部処理区	標準活性汚泥法	11,500	-	-	-	荒台川左岸以久田橋下流 ～音無瀬橋上流	BOD:250	BOD:15	9,800
				10,020					BOD:200		COD:15
綾部第2浄化センター	綾部市	綾部第2処理区	オキシデーション法	690	-	-	-	高倉川右岸 八田川橋上流	BOD:190	BOD:15	540
				750					COD:200		COD:18
綾部工業団地 水処理センター	綾部市	綾部第3処理区	接触ばっ気法	190	-	-	-	高倉川右岸 八田川橋上流	BOD:220	BOD:15	140
				-					COD:130		COD:14
宮津湾浄化センター	宮津市	宮津湾処理区	標準活性汚泥法	22,800	-	-	-	宮津湾	BOD:180	BOD:15	18,200
				18,610					COD:110		COD:20
由良浄化センター	宮津市	由良処理区	オキシデーション法	460	-	-	-	宮津湾	BOD:220	BOD:15	360
				-					COD:130		COD:14
上豊田浄化センター	京丹波町 (旧丹波町)	上豊田・ 豊田処理区	オキシデーション法	1,100	-	-	-	曾谷川右岸黒瀬橋上流	BOD:220	BOD:15	840
				550					BOD:160		COD:15
水戸浄化センター	京丹波町 (旧丹波町)	水戸処理区	オキシデーション法	330	-	-	-	須知川右岸黒瀬橋上流	BOD:220	BOD:15	270
				270					COD:130		COD:20
下山浄化センター	京丹波町 (旧丹波町)	下山処理区	オキシデーション法	1,300	-	-	-	高屋川左岸黒瀬橋下流 ～山家橋上流	BOD:220	BOD:15	1,100
				920					BOD:160		COD:20
瑞穂浄化センター	京丹波町 (旧瑞穂町)	瑞穂処理区	オキシデーション法	1,200	-	-	-	高屋川左岸黒瀬橋上流	BOD:220	BOD:15	900
				880					BOD:160		COD:10
伊根浄化センター	伊根町	伊根処理区	オキシデーション法	350	-	-	-	若狭湾	BOD:220	BOD:15	270
				-					COD:130		COD:14
西紀北浄化センター	篠山市 (旧西紀町)	西紀北処理区	オキシデーション法	840	-	-	-	友瀨川左岸土師橋上流	BOD:190	BOD:15	650
				530					BOD:210		COD:12
黒井浄化センター	丹波市 (旧春日町)	黒井処理区	オキシデーション法	2,100	-	-	-	黒井川右岸土師橋上流	BOD:280	BOD:15	1,800
				1,100					BOD:200		COD:14
竹田浄化センター	丹波市 (旧市島町)	竹田処理区	オキシデーション法	1,500	-	-	-	竹田川左岸土師橋上流	BOD:200	BOD:15	1,200
				830					BOD:280		COD:10
吉見浄化センター	丹波市 (旧市島町)	吉見処理区	オキシデーション法	2,900	-	-	-	竹田川左岸土師橋上流	BOD:190	BOD:15	2,300
				1,310					COD:130		COD:10
											2,900
											1,310